

四国地方整備局訓令第17号

仁淀川流域学識者会議規約第6条に基づき、日下川新規放水路施工技術検討部会を設置し、その規約を定める。

令和元年9月20日

四国地方整備局長

日下川新規放水路施工技術検討部会規約

(目的)

第1条 日下川新規放水路施工技術検討部会（以下「検討部会」という。）は、仁淀川床上浸水対策特別緊急事業（日下川）の適切な事業執行のため、施工技術等について技術的助言を行うものとする。

(業務)

第2条 検討部会は、前条に記した目的を達成するため、次の各号について技術的助言を行うものとする。

1. 地質等を考慮した施工方法の検討
2. 周辺環境への配慮の検討

(検討部会の組織)

第3条

1. 検討部会は、別表-1の委員により構成する。
2. 検討部会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
3. 会長は、会務を総括し、会議の議長を行う。
4. 会長の指名により、会長代理を置くことができる。会長代理は、会長不在の場合に会長の職務を代理する。
5. 会長は、必要があるときは、検討部会に1.に掲げる以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第4条

1. 検討部会の事務局は、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所内に置く。
2. 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。
3. 事務局は、検討部会での技術的助言を踏まえて、検討結果等をまとめ、「仁淀川流域学識者会議」に報告する。
4. 事務局は、検討部会の秩序を維持するため、次の各号に掲げる者を退場させることができる。
 - 1 会議の秩序を乱した者
 - 2 議事進行に必要な会長の指示に従わない者

(検討部会の開催)

第5条 検討部会は、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長（以下、「事務所長」という。）が開催する。

(情報公開)

第6条 検討部会は公開で開催するとともに、議事録については、会議後、速やかに公表する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は事務所長が検討部に諮って定める。

(附則)

(施行期日)

この規約は、令和元年9月20日から施行する。

日下川新規放水路施工技術検討部会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	専門分野		所属等
おかだ しょうじ 岡田 将治	治水	河川工学 防災工学	高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科 准教授
こんどう ますお 近藤 益央	施工	施工技術	国立研究開発法人 土木研究所 地質・地盤研究グループ 施工技術チーム 総括主任研究員
しま ひろし 島 弘	構造	コンクリート工学 建設構造学	高知工科大学 システム工学群 教授
はら ただし 原 忠	地盤	地盤工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 教授